

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十九号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年広島県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中

大竹湯来線、大竹美和線（弥栄大橋を除く。）、乙瀬小方線（乙瀬橋を除く。）、玖波停車場線、大竹停車場線、栗谷大野線、栗谷河津原線	大竹市	を
岩国大竹線（両国橋を除く。）、大竹湯来線、大竹美和線（弥栄大橋を除く。）、乙瀬小方線（乙瀬橋を除く。）、玖波停車場線、大竹停車場線、栗谷大野線、栗谷河津原線	大竹市	に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。